

# 令和3年2月藤沢市議会定例会

## 議案資料

議案第115号

令和2年度藤沢市一般会計補正予算（第11号）



事業名	(新) 新型コロナウイルス感染症対応保育等従事者慰労金給付事業費					
予算科目	款 4 項 2 目 1 細目 07 説明 01			保育課・青少年課		
指針体系コード	まちづくりテーマ					
	重点施策名					
区分	事業費	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
補正前の額	0	0				
補正額	279,985	279,985				
補正後の額	279,985	279,985				
特定財源の内訳	(国庫支出金)	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金			279,985	

**【施策等を必要とする背景】**

国はコロナ禍におけるエッセンシャルワーカーへの支援として慰労金給付事業を実施したが、その対象は医療、介護及び障がい福祉に係る従事者とされ、保育所や放課後児童クラブ等の職員（以下「保育等従事者」という。）は対象外とされた。しかしながら、保育所や放課後児童クラブは保育等を必要とする児童を受け入れるため、緊急事態宣言発令時にも通常どおり開所することとされ、保育等従事者は自らの感染リスクを抱えながら、施設内で感染が生じることのないよう、強い使命感を持ち、継続的に対応に当たってきた。コロナ禍による影響が長期化する中、保育等従事者の業務負担や精神的負担を踏まえ、一定の支援の必要性が生じている。

**【提案に至るまでの経緯】**

コロナ禍における保育等従事者への支援については、これまで感染防止対策に係る物品購入経費等への補助のほか、日頃の感染防止対策等の取組に対して感謝の気持ちを伝える応援メッセージの動画配信等を行ってきた。こうした中、コロナ禍による影響が長期化し、保育等従事者の負担が継続的に生じていることから、保育士を対象に実施したアンケート調査での意見等を踏まえ、保育等従事者への慰労金の給付について検討を進めた。

**【将来にわたる効果】**

継続的な感染防止対策等の実施により負担が増大した保育等従事者への慰労金給付により、感謝の気持ちを伝え、精神的負担の軽減とモチベーションの維持・向上を図る。

**【補正事業概要】**

コロナ禍において、一定の給付条件を満たした職員を対象に、感染防止対策等の実施により生じた業務負担や精神的負担に対する慰労金を支給する。

なお、年度内の完了が見込めないことから繰越明許費の設定を行う。

1. 保育等従事者慰労金 【繰越明許費】 240,000 千円

- ・対象者 市内に所在する次の対象施設に勤務し、対象期間中に通算10日以上、利用者である児童又はその保護者と接する業務に従事した職員
- ・対象施設及び対象者数見込

対象施設	対象者数見込
認可保育施設（公立園、地域型保育、一時預かり・病児保育事業を含む）	2,665 人
幼稚園・認定こども園	790 人
私設保育施設（認可外保育施設）	745 人
放課後児童クラブ	600 人
合 計	4,800 人

- ・対象期間 令和2年3月2日から6月30日まで、及び令和3年1月4日から3月31日までの間
- ・給付額 対象者1人につき5万円

2. 保育等従事者慰労金給付事務業務委託 【繰越明許費】 39,985 千円

慰労金の給付に係る申請案内、申請受付、給付審査及び給付に係る情報処理業務等を委託により実施する。

民生費

事業名	放課後児童健全育成事業費					
予算科目	款 4 項 2 目 3 細目 07 説明 01			青少年課		
指針体系コード	まちづくりテーマ					
	重点施策名					
区分	事業費	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
補正前の額	1,018,577	353,624	224,770			440,183
補正額	39,402	39,402	0			0
補正後の額	1,057,979	393,026	224,770			440,183
特定財源の内訳	(国庫支出金)	子ども・子育て支援交付金				11,025
		新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金				28,377

【補正事業概要】

令和3年1月7日に国が発出した緊急事態宣言が期間延長されたことに伴い、放課後児童クラブにおいて、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る入所者の通所自粛により、事業者が実施する利用料減免の経費を負担する。

1. 新型コロナウイルス感染症対策利用料減免経費負担金 39,402 千円

対象児童数 (人)	負担額 (円)	内容
3,150	39,402,000	利用料の日割り返金

衛生費

事業名	感染症対策事業費					
予算科目	款 5 項 1 目 5 細目 02 説明 01			地域保健課		
指針体系コード			まちづくりテーマ			
			重点施策名			
区分	事業費	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
補正前の額	983,260	793,420	37,943		12,885	139,012
補正額	414,639	414,639	0		0	0
補正後の額	1,397,899	1,208,059	37,943		12,885	139,012
特定財源の内訳	(国庫支出金)	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金				414,639

【補正事業概要】

国の令和2年度第3次補正予算の成立に伴い、新型コロナウイルスワクチン接種体制の更なる強化を図るため、次の事業について増額補正する。

なお、年度内の完了が見込めないことから繰越明許費の設定を行う。

- |  |         |            |
|--|---------|------------|
| 1. 増額補正  | 【繰越明許費】 | 414,639 千円 |
| (1) 予防接種健康被害調査委員会開催経費  |         | 3,420 千円   |
| 新型コロナウイルスワクチン接種による健康被害救済に関する調査委員会を開催するための経費                      |         |            |
| (2) アナフィラキシー対応のための医薬材料費  |         | 1,798 千円   |
| 集団接種、個別接種時のアナフィラキシー対応のための補助治療剤（エピペン等）の調達に要する経費                   |         |            |
| (3) コールセンター対応強化に伴う委託料  |         | 245,698 千円 |
| 予約、相談に円滑に対応するための回線数・オペレーター数の増加に要する経費                             |         |            |
| (4) 冷凍ワクチン管理委託料  |         | 8,580 千円   |
| 基本型医療機関等において冷凍ワクチンの保管・管理に要する経費                                   |         |            |
| (5) ワクチン配送委託料  |         | 33,000 千円  |
| 基本型医療機関等から接種会場、他の医療機関へのワクチンの配送に要する経費                             |         |            |
| (6) 費用請求代行委託料  |         | 10,522 千円  |
| 市民が他市で接種した場合に支払う接種料の支払手続きを国保連が代行するに当たり要する経費                      |         |            |
| (7) 会議室等賃借料  |         | 13,701 千円  |
| クーポン券の一括納品後の基礎疾患のある市民への優先送付、医療従事者等既接種者分の発送停止等の作業場所を確保するに当たり要する経費 |         |            |
| (8) 接種情報システム機器賃借料  |         | 7,920 千円   |
| 接種日、回数、ワクチン種等を接種会場で記録し、接種管理台帳に迅速に記録するための機器賃借料                    |         |            |
| (9) 休診等に係る協力金  |         | 90,000 千円  |
| 医師等が集団接種、個別接種に当たり、通常の診療を休診すること等に対し支払う接種協力金                       |         |            |

事業名	(新)テレワーク等導入支援事業費					
予算科目	款 6 項 1 目 1 細目 02 説明 03			産業労働課		
指針体系コード	まちづくりテーマ					
	重点施策名					
区分	事業費	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
補正前の額	0	0				
補正額	16,000	16,000				
補正後の額	16,000	16,000				
特定財源の内訳	(国庫支出金)	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金			16,000	

**【施策等を必要とする背景】**

新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、感染防止や緊急時の事業継続対策としてテレワークの導入を促す必要がある。

また、電車通勤等の移動を抑制し、感染症の拡大を防止するためテレワークが行えるワークスペースとして、共用型のサテライトオフィス等の充実を促進させる必要がある。

**【提案に至るまでの経緯】**

- ・令和2年2月～令和3年1月 働き方改革推進支援助成金（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース 厚生労働省）
  - ・令和2年4月～令和3年3月 神奈川県テレワーク導入促進事業費補助金
  - ・令和2年10月～令和4年2月 神奈川県サテライトオフィス整備事業費補助金
- 国や県がテレワークの推進を図る中、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点に加え、市内企業の緊急時の事業継続対策としてテレワークの導入を促すとともに、テレワークを実施するスペースの充実を図るため、事業化を検討した。

**【将来にわたる効果】**

テレワークを導入することにより、感染症の拡大防止や緊急時の事業継続対策となる。加えて、柔軟な働き方が実現することで、企業にとっては、育児や介護等を理由とした人材の損失を回避できるなどのメリットがあり、労働者にとっては通勤時間の削減により自由時間の増加、身体的・精神的負担の軽減につながり、仕事と家庭の両立がしやすくなるなどのメリットがある。これらの効果を将来にわたって市内企業・労働者に提供できる。

**【補正事業概要】**

新型コロナウイルス感染症に関する対策のため、在宅勤務等のテレワークの導入を検討している市内中小企業者及び共用型サテライトオフィスやシェアオフィス等を整備する企業等に対し、その環境整備に係る経費に対し補助金を交付し、感染症の拡大を防ぐとともに新しい生活様式に対応した働き方への移行を促進させる。

なお、年度内の完了が見込めないことから繰越明許費の設定を行う。

- |                        |  |           |
|------------------------|--|-----------|
| 1. テレワークの導入に対する補助      | <b>【繰越明許費】</b>   | 6,000 千円  |
| ・対象事業者                 | 市内中小企業者  |           |
| ・対象事業                  | パソコン等端末、ソフトウェアの購入費・賃借料、外部専門家へのコンサルティング費用等                    |           |
| ・上限額                   | 1事業者当たり300千円   |           |
| ・補助率                   | 補助対象事業費の10/10  |           |
| ・対象期間                  | 令和3年3月～11月   |           |
| 2. サテライトオフィス等の整備に対する補助 | <b>【繰越明許費】</b>   | 10,000 千円 |
| ・対象事業者                 | 企業等  |           |
| ・対象事業                  | 市内に整備する共用型サテライトオフィスやシェアオフィス等の運営に必要な土地、建物等の購入費・賃借料、工事費、備品購入費等 |           |
| ・上限額                   | 1事業者当たり2,000千円   |           |
| ・補助率                   | 補助対象事業費の3/4  |           |
| ・対象期間                  | 令和3年3月～11月   |           |

事業名	(新) 中小企業事業継続支援金					
予算科目	款 8 項 1 目 2 細目 09 説明 01			産業労働課		
指針体系コード	まちづくりテーマ					
	重点施策名					
区分	事業費	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
補正前の額	0	0				
補正額	459,346	459,346				
補正後の額	459,346	459,346				
特定財源の内訳	(国庫支出金)	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金			459,346	

### 【施策等を必要とする背景】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け低迷している市内中小企業者のうち、売上減少事業者を対象とする国からの一時金や、時短要請に係る県の協力金については対象が限られることから、これらの国県制度の対象外となる事業者に対し、より広く支援を行きわたらせる必要がある。

### 【提案に至るまでの経緯】

緊急事態宣言の再発令を踏まえ、まずは市内金融機関や藤沢商工会議所と連携した新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金つなぎ資金貸付金を緊急経済対策(第5弾)として速やかに実施。

その後、緊急事態宣言の期間が延長され、更なる経済対策の必要性を経済団体と検討していく中、既存の経済対策では支援が行き届かない事業者に対する支援が必要であると判断した。

### 【将来にわたる効果】

本事業の実施によって市内事業者の存続・事業継続が図られることにより、従業員等の雇用の維持につながる。

### 【補正事業概要】

市内に事業所(店舗)を有し、売上減少率が対前年もしくは前々年比20%以上で、県協力金又は国の一時支援金が支給されない中小企業者・個人事業主に対し、法人40万円、個人20万円の支援を実施するもの。

なお、年度内の完了が見込めないことから繰越明許費の設定を行う。

#### 1. 中小企業事業継続支援金 【繰越明許費】 439,400千円

区分	件数(見込み)	一件当たり交付額	総交付額
法人(中小事業者)	798件	400千円	319,200千円
個人(個人事業主)	601件	200千円	120,200千円
合計	1,399件	—	439,400千円

#### 2. 中小企業事業継続支援金申請手続等業務委託 【繰越明許費】 19,946千円